

東海村インターネットモニター規約

(趣旨)

第1条 東海村インターネットモニター規約（以下「本規約」という。）は、村民の村政に対する意向を把握するとともに、村への関心向上及び村民参加の促進を図るため、東海村がインターネットを利用して実施する村政に関するアンケート（以下「アンケート」という。）に回答するインターネットモニター（以下「モニター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 モニターは、インターネットを利用して、アンケートに回答するものとする。

(資格要件)

第3条 モニターとして登録できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、東海村議会議員又は東海村職員は除くものとする。

(1) 村内に在住，在勤，在学している者

(2) インターネット（電子メールを含む。）が利用できる環境にある者

(3) 日本語でアンケートに回答できる者

(登録)

第4条 モニターの登録の申込みは、前条に定める資格要件を満たし、かつ、本規約を承諾の上、村が指定する方法により行うものとする。

2 村は、モニターの登録が完了した申請者に対し、登録が完了した旨を、モニターが指定した電子メールアドレスに通知する。

(変更の届出)

第5条 モニターは、登録情報に変更があったときは、速やかに村に届け出なければならない。

2 届出をしなかったことに起因してモニターに生じる不利益または損害について、村は一切の責任を負わないものとする。

(報酬)

第6条 モニターの報酬は、無償とする。

(費用負担)

第7条 モニターが職務で利用する機器に関する経費及びインターネットへの接続に要する通信費等は、すべて当該モニターが負担するものとする。

(回答内容の著作権)

第8条 アンケートに対してモニターが回答した内容の著作権は、すべて村に帰属するものとする。

(個人情報)

第9条 登録された情報は、東海村個人情報保護条例（平成14年東海村条例第2号）の規定に基づき適切に管理し、アンケートの実施、結果の公表、回答の分析、モニターの管理又は施策への反映のために利用し、承認なく第三者に提供しない。

(モニターの禁止行為)

第10条 モニターは、次に掲げる行為又はその恐れのある行為を行ってはならない。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 法令等に反する行為

(3) 本規約に基づくモニター制度の運営を妨害する行為

(4) 重複登録、他人になりすましての登録その他の不当なモニター行為

(5) 営利目的で不正利用する行為

(6) その他村が不相当と判断する行為

2 前項に掲げるモニターの行為によって、村、他のモニター又は第三者に損害が生じた場合は、当該モニターは全ての責任を負うものとし、村は一切の責任を負わないものとする。

(登録の取消し等)

第11条 モニターは、モニターを辞退しようとするときは村が

指定する方法により届け出るものとする。

2 モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、モニター登録を取り消すことができる。

- (1) 前項の規定による届出があったとき。
- (2) モニターの資格要件を満たさなくなったとき。
- (3) モニターの禁止行為を行ったとき。
- (4) 登録しているメールアドレスに電子メールが到達しない状態が1年以上続いたとき。
- (5) 正当な理由がなく1年以上アンケートへの回答がないとき。
- (6) その他モニターにふさわしくないと村長が認めるとき。

3 村は、前項の規定によりモニター登録を取り消したときは当該モニターの個人に関する情報を削除するものとする。

(免責)

第12条 モニターの活動により、モニターが受けた損害並びにシステムトラブル等によるアンケートの未着及びデータの消失その他不具合が発生した場合、村は一切の責任を負わないものとする。

(内容の変更並びに停止及び廃止)

第13条 村は、予告なしに、モニター制度の内容の一部若しくは全部を廃止し、又は制度の一部若しくは全部を停止及び廃止する場合があります、当該内容を村のホームページ上に掲載することで、モニターに対し当該内容の通知を行ったものとする。

附 則

この規約は、平成29年10月1日から施行する。